

議案第32号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月3日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

不正競争防止法等の一部を改正する法律の中で工業標準化法が改正され、日本工業規格（JIS）の名称が改められることに伴い、関係する条例の規定を一括して整理するものです。

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(取手市手数料条例の一部改正)

第1条 取手市手数料条例(平成11年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 (対応する改正後の欄はこの欄の次に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(31)まで (略)	(略)	(略)
(32) 土地地番図の写しの閲覧及び交付	土地地番図の写しの閲覧及び交付手数料	1枚 300円(1枚当たりの大きさは、 <u>日本工業規格A列3番</u> 又はA列4番とする。)
(33)から(128)まで (略)	(略)	(略)
(129) 前各号に掲げるものの以外の公文書、公簿、図面等の写しの交付	公文書等複写手数料	用紙に白黒で複写し、又は出力したものの交付 1枚につき10円 用紙にカラーで複写し、又は出力したものの交付 1枚につき40円 この場合において、 <u>日本工業規格A列3番</u> (以下「A3版」という。)の寸法を超える用紙についてはA3版の寸法の用紙を用いたときの枚数に換算して額を算定し、両面に複写され、又は出力された用紙については片面を1枚として額を算定する。
(130) 図書館資料の写しの交付	図書館資料複写手数料	法を超える用紙についてはA3版の寸法の用紙を用いたときの枚数に換算して額を算定し、両面に複写され、又は出力された用紙については片面を1枚として額を算定する。

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(31)まで (略)	(略)	(略)
(32) 土地地番図の写しの閲覧及び交付	土地地番図の写しの閲覧及び交付手数料	1枚 300円(1枚当たりの大きさは、 <u>日本産業規格A列3番</u> 又はA列4番とする。)

(33)から(128)まで (略)	(略)	(略)
(129) 前各号に掲げるもの以外の公文書、公簿、図面等の写しの交付	公文書等複写手数料	用紙に白黒で複写し、又は出力したものの交付 1枚につき10円 用紙にカラーで複写し、又は出力したものの交付 1枚につき40円 この場合において、 <u>日本産業規格A列3番</u> (以下「A3版」という。)の寸法を超える用紙についてはA3版の寸法の用紙を用いたときの枚数に換算して額を算定し、両面に複写され、又は出力された用紙については片面を1枚として額を算定する。
(130) 図書館資料の写しの交付	図書館資料複写手数料	

(取手市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第2条 取手市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第13条関係) 表 (略) 備考 (1) <u>日本産業規格A列3番</u> (以下「A3版」という。)の寸法を超える用紙については、A3版の寸法の用紙を用いたときの枚数に換算して額を算定する。 (2) (略)	別表(第13条関係) 表 (略) 備考 (1) <u>日本工業規格A列3番</u> (以下「A3版」という。)の寸法を超える用紙については、A3版の寸法の用紙を用いたときの枚数に換算して額を算定する。 (2) (略)

付 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。